

個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要とされていますが、被保険者等にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとはいえないものの利用の範囲について明示し、被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がない場合には、黙示による包括的な同意が得られているとされています（平成29年4月14日付厚生労働省保健局長通知「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて（保発0414第18号））。

当健康保険組合では、次の事項については、従来どおり加入者の皆様から包括的な同意が得られたものとして取り扱うこととさせていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 高額療養費を、本人の申請に基づかずにレセプト（診療報酬明細書等）から自動計算し、事業主経由で給与口座に振り込み支給すること
2. 付加給付を、本人の申請に基づかずにレセプト（診療報酬明細書等）から自動計算し、事業主経由で給与口座に振り込み支給すること
3. 医療費通知を被扶養者分も含め、世帯まとめて通知すること

なお、上記事項の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、予め本人の明確な同意を得るよう当健康保険組合に求めることができます。被保険者等から上記の意思表示がない場合は、公表された利用目的について同意が得られたものとします。同意および留保は、被保険者等からの申出により、いつでも変更できます。